

第三十八回国会 衆議院 商工委員会 議録 第十九号

昭和三十六年三月二十九日(水曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 中川 俊思君

理事内田 常雄君 理事小川 平二君

理事岡本 茂君 理事中村 幸八君

理事長谷川四郎君 理事板川 正吾君

理事田中 武夫君 理事松平 忠久君

岡崎 英城君 小沢 辰男君

齋藤 憲三君 笹本 一雄君

首藤 新八君 野田 武夫君

林 博君 早稲田柳石四郎君

岡田 利春君 加藤 清二君

西村 力弥君 伊藤卯四郎君

大矢 省三君

出席國務大臣

通商産業大臣 椎名悦三郎君

出席政府委員

通商産業政務次官 始関 伊平君

通商産業事務官 佐橋 滋君

(重工業局長) 後藤 以紀君

工業技術院長 後藤 以紀君

委員外の出席者

大蔵事務官 亘理 彰君

通商産業事務官 堀坂政太郎君

(工業技術院調 整部長) 堀坂政太郎君

専門 員 越田 清七君

三月二十八日

低開発地域工業開発促進法案(内閣提出第一二八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件
鉱工業技術研究組合法案(内閣提出第六六号)

○中川委員長 これより会議を開きます。
鉱工業技術研究組合法案を議題とし、審査を進めます。

前会に引き続き、質疑を続行いたします。西村力弥君。

○西村(力)委員 この法案が目ざしている研究の段階というのは、基礎研究、応用研究、あるいは企業化、そういうところのどこをおもなる目標としておられるのか。それから協同研究組織を持つ業種、これはどういうところをおもに対象として考えておられるのか。い

わば、わが国の研究組織は分散しておる、そういうところから基礎的な、あるいは集中的な、大規模な研究ができないのが欠陥である。であるから、協同研究の組織に法人格を持たせよう。こういうことになるわけだとするならば、より多く中小規模の企業体が自己の必要によって協同研究組織を持つ、そういうところを対象としておるようにも見えます。その二点についてお答えをお願いします。

○後藤政府委員 ただいまの御質問にお答えいたします。

最初の、どういう業種を対象としておるかという御質問でございますが、これは、鉱工業関係の生産技術に関する協同研究というものを主体といたし

ております。もちろんこの種の協同研究は、もつと範囲を拡大することも考えられるのでございますが、初めてでございいますから、まず鉱工業の生産技術に関する範囲でやってみまして、その結果を見まして、漸次拡大するとい

う方針をとる方がよろしいかと考えたのでございます。

それから、基礎研究と応用研究、企業化という、どの段階を考慮しておるかという御質問でございますが、私どもで考えておりますのは、企業化の手前までであります。それで、もう少し具体的に御説明申し上げますと、協同研究と申しますのは、どういう段階において必要が求められるかと申しますと、比較的基礎的な部分である場合と、それから広い範囲のいろいろな技術を総合する部分と、二種類ござい

ます。基礎的な部分と申しますのは、最後の製品としていろいろな新しい特徴をつけるまでの手前でありまして、いろいろな事業者が共通的に研究しやすい部分、たとえばいろいろな機械の部品の研究、この部品はいろいろな機械に使われますけれども、その部品としては、たくさんある企業が協同して研究するというのが非常に望まれ、また

たでやすいという部分でございいます。それでその後におきまして、各企業はそれぞれ特有の特徴を持った製品を作ることができるようになります。それからもう一つの形は、それぞれの部品に関する研究を総合いたしました、一つの大きなものを作る。たとえ

ば計算機などの場合におきまして、いろいろな部品を製作しましたものを、それを結合して一つのものにするための協同研究というようなものもござい

ます。大体そういう意味の御質問かと考えます。

○西村(力)委員 私が対象業種とい

ましたので、今のようによ、鉱工業を

まず重点として、こういうことでござ

いと思いますが、企業の規模別の対象をどう考えるか、こういう点を重点としてお聞きしたいと思つたわけであります。

それから、ただいまのお答えにより

ますと、部品の研究、これは共通性を

持つ部品の研究をやる、こういうこと

で、それが各方面に活用されていくと

いうことになりましたが、しかし、普通

私たちが言う基礎研究というのは、そ

ういうものじゃない、私はそう思うの

です。基礎研究という場合には、もつ

ともっと基礎になる、それがどんな方

面に生かされるか、直接の目的はない

にしても、やはりそれが基礎的なもの

として重視せられる、そういうような

研究が基礎研究であつて、今のよう

に部品の研究、規格を一にして、こう

いうものが一番よろうというよう

な研究、そういうものを基礎研究とい

うよりも、これはやはり一つの直接の目

標を持った、企業化の応用研究の分野

に入らなければならない、この業種につ

きまして、どの業種をというのをねら

つておるものではない、普通基礎研究

というものは、限局された目的を持

たない、そういうものが、いわば基

礎研究というものでない、むしろ私

はそう思うのですが、そういう点は工

業技術院としてどういう工合にお考

へるか。

あるいは機械工業でございまして、あるいは燃料資源関係の利用等の研究でございまして、あるいはさらに、地方の特産の産業に属するものなものであって、相当広い範囲のものであるというような場合におきましては、いかなる業種といえどもこれを生産として行なうことを究極の目的といたします場合におきましては対象にするものでございします。

また、企業の規模につきましても、先生から御質問があったのでございしますが、この法律はもとより新しい技術を作っていく、そしてそれを生産の技術としていくというのをねらいとしているものでございまして、研究が大規模な企業になるとか、あるいは中小企業が行なうに適する企業になるとかいうようなことを、観念的に考えておるものではないのでございします。従いまして、非常に高度なる技術によって行なわねばなりません高分子化学というような場合におきましては、比較的に大規模な企業になる可能性があらうかと存じますけれども、また中小企業で取り上げていくことが適当な業種につきましても、たとえば地方の毛織物工業におきまして、染織製品あるいは溶接関係におきまして、その溶接の技術の特定のテーマというものを対象にいたしまして、協同で研究をしていくという場合におきましては当然に対象になるものでございしますので、お答えを申し上げます。

○西村(力)委員 ところで、この協同組織に加入する企業の規模は問わない、むしろ中小企業関係が自分の弱体のため独自の研究体制を持てないために協同化して進まれることを期待する、こういうことになると思うのです。それはもちろん中小規模のものだけではなく、大規模のものも全部それに加えてやられることを望んでおられるだろうと思うのです。そういう場合に、研究テーマなり、あるいは研究の順序なり、あるいはその順序に依りて研究を進めて、ある研究が一つの成功を見た、終結を見たという場合に、大企業が、自分の目的は達せられたから組合から退く、脱退をする、こういうようなことになって、中小規模の者たちが置き去りを食うというような事態の発生しないように、いずれの面においてもそういうものが大規模の企業組合員の圧力のもとに不利益をこうむられないような配慮、これが周到にされなければならぬじゃないかと思うのです。その点に対する配慮はどうなっておるか、お聞きしたい。

○堀坂説明員 ただいまの御質問につきましては、このような組合におきまして、脱退を制限することの困難であるというの、他の法律関係等からいきまして、やむを得ないところではございますが、御指摘のように、研究の途中において自分が利用すべきものの成果を得たならば、そこで脱退をするというところから、他の協同の研究を行なうとする組合員に対して、迷惑を及ぼすおそれがないわけではございません。この点につきましまして、脱退を自己を制限するということとを定款等で定めることは困難かと存じますけれども、脱退をいたした組合員に對し、その組合員がそれまでに負担いたしました共通の経費の賦課金を返済しないとか、その他のいろいろな条件を定款の中において定めることができると思うのでございします。この定款につきましては各所管省におきまして、これを認可するようになつておりまして、その構成員等の状態を考慮しまして、今御指摘のような事態が生じた場合、他の組合員に不当な不利益を与えないように指導をいたしていきたい、私もほかよう存じておるのでございします。

○西村(力)委員 一点、賦課金の徴収の仕方は何を基準にしておるか。これは大きいものは大きいように負担するということになると思うのですが、それはどうか。これは議決権が一票ずつという建前通り、金の負担もみんな平等であれば、そこに強者と弱者の関係というものは生じないだろうと思うのですが、そうも参らぬと思うのです。ですから、それに応じて賦課金に差を持つことは当然だと思うのですが、そのときはどういう基準でかけるかということ。これは定款によつてきまるだろうが、大体の腹づもりはこちらとしてあるだろうと思うのです。

○堀坂説明員 賦課金につきましては、建前から申し上げますと、実質的にきめるということになるのでございしますが、同じような規模の組合員のみによりまして構成せられた場合、しかもそれがその研究の成果を利用するに於いて、同じような比率であるというような場合においては平等になるかと存じます。御指摘のように、大企業あるいは中小企業というような各規模の業態が混同してございしたような場合におきましては、当然、差ができてくると思うのであります。しかしながら、その場合におきまして、費用の負担と、この研究成果の利用というよう

なもの、一企業に対してこれを認めない、何かそういうような押え方がなければいかぬじゃないか、そうでないといふものは現実には現れてくるのじゃないか、こういうふうに私は思うのです。どうでしょう。

○堀坂説明員 先ほど私が指摘しました、自分の研究成果が認められたというところによって、あとは組合にとりまるといふ必要はない。脱退する場合、それを押えるためにどうか、賦課金の放棄というのを、そのために当然覚悟しなければならぬということになるというところですが、研究成果が出れば賦課金の放棄ぐらゐは、何でもないことだろうと思うのです。それよりも、もっと強力な、何か一つのチェックというものがなければ、そういう場合には、やはり全体研究テーマの計画の終了までは、たいていそのものが研究が、出た直ちに企業化したい、すれば莫大の利潤が上がるということになって、全体の研究が終わるまでは、その企業化というようなことは認められない。さもなくば、直ちに企業化したいならば脱退を思いとどまって、そうしてずっとその研究に協力する、何かそういうようなことを定めておくということが必要ではなからうか。もうできた、いいところを持って自分が去っちゃって、さつさと企業化するような場合では信義にも欠けますし、そのあとの研究というものはまるで骨抜きになつてしまふ。それは全体の研究というものができるまでは、企業化というものは脱会の場合には認められない、それから一つの研究成果ができて、全体の合意の上でなければ企業化という

ものは、一企業に対してこれを認めない、何かそういうような押え方がなければいかぬじゃないか、そうでないといふものは現実には現れてくるのじゃないか、こういうふうに私は思うのです。どうでしょう。

○堀坂説明員 先ほど私が指摘しました、自分の研究成果が認められたというところによって、あとは組合にとりまるといふ必要はない。脱退する場合、それを押えるためにどうか、賦課金の放棄というのを、そのために当然覚悟しなければならぬということになるというところですが、研究成果が出れば賦課金の放棄ぐらゐは、何でもないことだろうと思うのです。それよりも、もっと強力な、何か一つのチェックというものがなければ、そういう場合には、やはり全体研究テーマの計画の終了までは、たいていそのものが研究が、出た直ちに企業化したい、すれば莫大の利潤が上がるということになって、全体の研究が終わるまでは、その企業化というようなことは認められない。さもなくば、直ちに企業化したいならば脱退を思いとどまって、そうしてずっとその研究に協力する、何かそういうようなことを定めておくということが必要ではなからうか。もうできた、いいところを持って自分が去っちゃって、さつさと企業化するような場合では信義にも欠けますし、そのあとの研究というものはまるで骨抜きになつてしまふ。それは全体の研究というものができるまでは、企業化というものは脱会の場合には認められない、それから一つの研究成果ができて、全体の合意の上でなければ企業化という

○西村(力)委員 研究成果の利用をある程度制限するのだ、こういうようなことはやはりぜひ——これはおのおのの気持を合わせて協同にやるのですから、そこにあまりそういうしつかつめらしい、また相手を疑うような定款の取

りきめがあつては、事はかえつてうまくないようにも思いますけれども、しかしはつきりきめておかないと、そういう事態に至つたときに、やはり問題が発生するのじゃないか。これは任意脱退は制限はできない、拒否はできないということになるとするならば、研究成果の利用の面においてこれを押えていく、この点はぜひそういう工合にして、一方面的な立場にのみ立つようなことがないようにしていかなければならぬのじゃないだろうか、この点を一つお考え願いたいと思うのです。

これはちよつと問題と、はずれませんが、この間サランボの件、大臣に御耳に入れましたが、幸いに全部F.Aに直りました、御決定を願つたそうで、この点は感謝します。

そこで大臣にお聞きしますが、この技術研究組合の一つの構想というものは、これはあり得べきことでして、けつこうなことを思うのですが、こういう研究技術開発の科学的な研究というものは、一つの国の行政面において、全体的な体制を持たなければいかぬじゃないか、こう思うのです。この技術研究の内閣における総元締めは一体どこなのか、こういう点が私としては科学技術庁ではなからうか、こう思うのですが、科学技術庁だとするならば、それは科学技術研究のコントロール、調整をする、これだけにとどまるかと思うと、やはり自分で研究機関を持つというところまで行つておる。それから大学は大学で基礎的な研究なり、さまざまな教育に伴つて、それと並行して研究をやつておる。各省々々においては、各省の行政を充実するための研究団体を持つ、こういう工合に

なつておりますが、その間においてどういう系統を持つてやつておるのか。そして、ただいまの協同研究の組合の研究範囲はどうかというところ、やはり基礎研究です。ほんとうのこのためにこのことを研究するといふ、そういう直接的基礎研究までも、この組合において行なうのだ。そういうことになる、どここの段階を担当させるという大まかな見込みもあまりないように見える。こういう点についてもう少し科学技術研究の国としての一本通つた体制というものを、はつきりする必要があるのではないだろうか、こういうことを考えるのです。その点は直接担当じゃないので、お答えはどうかと思ひますが、國務大臣として、その間の消息についてはどうお考えですか。

○椎名國務大臣 研究の問題であります、これは原則として研究は自由にやらして、そうして、あまりその研究を統制がましいことをやらない方が、私はいいと思うのでありますけれども、しかし所管は一方においてあるものでありますから、その所管の紛淆を来たすようなことは、なるべく避けなければならぬ。そこで鉱工業技術研究組合といふものの所管でございしますが、これは鉱工業に従事しておる企業が、いろいろな自分の仕事に關連して研究機関を持ち、あるいはその研究機関の手に負えない場合には、公の機関にこれを委託して研究してもらふというやうなことをやつておるのであります、その研究が個々の企業では手に負えない、そうしてかなりその研究の成果については、他の企業も非常な関心を持つておる、めいめいの力では手に負えない。そういうやうなものが相当

に今後出て参る情勢にありますので、そういう場合に協同して研究していく、こういう必要からこの構想が生れてきたのでございします。もともと鉱工業に従事する各企業の共通の問題を研究する。そういう便に資するためのこれは組織である、こういうわけであります。でございしますから、その鉱工業の所管の通産大臣においてこれを主務として扱う、ただし他の省の行政に密接する研究は各省も関与する、こういうわけであります。それから科学技術庁は大体において、成立する当初いろいろ論議がありましたが、原子力あるいは航空技術、それから金属材料試験の機関を所屬させるということになり、また御承知の通り理化学研究所の所管を技術庁にゆだねておるといふ關係でございまして、その方面から協同研究に關係のある限りにおいては、科学技術庁にもその所管の一部がある、こういうわけであります。

技術行政におくれないやうな態勢を日本で作らうといふことが、科学技術庁を作つた根本の考え方であつて、科学技術庁を作つて原子力と金属材料技術研究所、航空技術研究所、理化学研究所、これに限定しようといふ考え方は、これは現実の姿なんです。科学技術庁を作つた根本の姿といふものはそういうことでなくて、世界の大勢におくれない科学技術総合行政をやろうといふところにあつたのですから、それは少し違ふのじゃないかと思ふのですけれども、通産大臣、どうお考えになりますか。これは現実はそのやうなのです。しかし大局から見ると私はそうではないと考へておるのですが、どうなのですか。その点一つ御答弁を願ひたい。

○椎名國務大臣 今の日本の科学技術行政のあり方に、何か日本の科学技術が世界の大勢におくれないやうな点があつて、それが行政の組織の点からくるやうな点がある、こう考へれば、これは大いに考へなくちゃならぬ。しかし科学技術そのものの深さ、研究の深さといふものを別に制限してゐるわけではないのでありますから、行政、政治の面からそのお世話をするといふ組織でありまして、科学技術の研究そのものではない、それを何か組織あるいは行政の構成から縛るやうな不便さがありますれば、それは考へ直さなければいけない、こう考へております。

○藤澤(憲)委員 私といたしましては常に、通産行政の中にありますところの工業技術院の存在といふものを、非常に重要視している一員であります。しかしこの工業技術院の設置法を見ますと、この工業技術院の所掌事務は、

ものはないのだ。これをどう推し進めていくか、それを各行政庁との間にセクショナリズムをなくしつつ、円滑に日本の力をどう伸ばしていくかということが、私は日本の政治の非常に大きな眼目だ、そう考えておるのであります。そういう点もし私の考え方に誤りがなくして、通産大臣もなるほどそうだとお考えでございましたら、やはりそういう点からいろいろな法案の制定とか、それから行政上の推進の方向とかいうものに御努力をお願いしたい。私はそれが正しい考え方じゃないかと思っているのですが、通産大臣としてどうお考えになっておりますか、一つ御答弁をお願いしたい。

○椎名國務大臣 かりに原子力の問題を一つとらえてみまして、各電力会社がそれぞれ原子力発電というようなものを現実にもう研究し始めておる。そこでそのあり方から見ますと、電力の行政は通産省がやっている。しかし電力の行政というものは、その企業そのものが深い研究に入っておって、それが原子力発電の技術的に相当な点まで進めておる、こういう格好になるわけでありまして、そういう場合に電力行政は通産省、原子力の問題は科学技術庁ということになるわけであります。原子力の問題に限りにおいては、通産省は別にそれを知ったかぶりして、あつちへ行け、こつちへ行けというようなことは言わない。そうして科学技術庁へ行つて相談するということになつておられますから、何も今おっしゃるような高度の科学技術というものに進展するの、今の行政組織が阻害しておるというようなことは私は認められないと思うのであります。何か足り

ない点があれば、またつけ加えていけばいいので、今おっしゃる通り、そういう大きな視野からものを考えていかなければいかぬし、またいろいろな問題を突き詰めていくと非常に深淵なるものにおつかる、そういうものを妨げているわけじゃありません。どうぞ御了承願います。

○齋藤憲委員 きこのうの連合審査の際も田中委員から、法案がこれらを取り違えられておるのじゃないか、鉱工業技術研究組合法案というものは、科学技術行政の分野に含まれ、それから新技術開発事業団というものは、通産行政の分野に入るのじゃないかという質問もあつたのであります。私はそういう点は観念的にせつ然と区別できていると思つてゐるのです。いわゆる科学技術の基礎的研究を行なう分野というものは、総合行政の科学技術庁にあつて、これが企業化される場合には、所管各省庁に分属されるべきもので、私はそういうふうな理想論として考へておるんです。現実はどういふおらぬというだけの話です。しかしそれをすぐ理想論に持つていくのがいいのか悪いのかということ、国家として大問題なんです。そこにはいろいろな感情上の問題もありまして、それからセクショナリズムの問題も出てきましよう。しかし世界的に見ると、一体どうなつてゐるかといへば、やはり今願ひしておるところの科学技術行政というものは、各省庁に分属しておつたのでは、研究ができないことは明白なんです。農林省それ自体の農事試験場に行きますと、もう原子力の問題がなければ研究は一步も進まないという態勢になつておる。ですからそれを各

省庁に分散して、おのおののセクショナリズムから総合的な試験研究を追及していくということになりますと、そこに非常に広範囲な紛争を私は惹起するといふことは当然だと思つてゐる。ですからそこに総合行政として、いわゆる基礎研究を統括すべき行政機関というものがあつたといふので、科学技術庁というものはできなかつたんじゃないですか。そんなちやうどな視野からなしてあれが生まれたのではないのであります。それでありまして、世界の情勢を見ると、第一に原子力という画期的な一つの発明が完成されますと、この原子力から全部の科学技術のあり方というものが検討されて、初めて結論が生まれるわけなんです。エレクトロニクスというものが非常に高度化されると、あらゆる分野においてエレクトロニクスの検査が加へられて、その研究の結論というものがあつて、この研究にあるところの鉱工業技術研究組合というものができ上がつても、一体どういふ設備をそこに設けるのかというところになりますと、これは工業技術院長に質問しなくてもわかつておるのであります。すくなくとも、それは徹底的に鉱工業技術の研究組合が満足な試験を行なうべきところの設備をそこにそろえろといつたら、大へんなものになつちまうので、一枚の鉄板のどこに一体傷があるかといふことの試験研究をやるだけだつて、それは金属材料技術研究所に行つてみればわかる。あそこには予算が二十億も投じられてゐる。それでまあおかつ一つの金属に対して徹底的な検討が加へられないという段階にまでおるのでありますから、そういう点からいくと、基礎研究というものがそ

んなに簡単に行なわれるものではない、これは総合的な視野に立つて一つの行政庁が充実したところの研究機関を整備して、そこで国全体の責任を負うという建前をとらなければ、あつちでやつてゐる、こつちでやつてゐる、出てくるところのデータは全部違つてくるというような研究機関を作つたて、私はむだだと思つてゐる。それによつても、こういう工業技術研究組合が生まれた、鉱工業技術研究組合法案といふものも、これは私ははいりはいりと思つてゐる。それは各研究組合がたくさんできて、そこにお互いが金を出し合つて、たとへば小さくてもそこに研究のできる組織を持つていくといふことはいいんです。いいんだけれども、これで全部がやれるかといふと、私はなかなかやれないんじゃないかと思つてゐる。でありますから私はあくまでもあるすべての業績に携わつておるものが、何とかして自分の業績を進展せしめるために研究をやつていく、何とか創意工夫を生かして、新しい仕事の分野を開拓していきつていくことに對して、法的な処置を加えてこれを援助していくといふことは、非常にいいことだと思つてゐる。いいことだと思つてゐるけれども、これをどうせ作つて、そういう希望を満してやるには、相当の決心を持つてやつていただかないと、中途半端になるんじゃないか。でありますから、ここに事業として書かれておりますが、「組合員のために試験研究を実施し、及びその成果を管理すること。」「組合員に対する技術指導を行なうこと。」「試験研究のための施設を組合員に使用させること。」「この試験研究のための施設を、組合員に使用させる

こと」といふような状態は、私は京都やその他でも見て見たのであります。貧弱な、われわれ見ると、こんなことではとてもできないのではないかとと思われるような施設に對しても、やはりその施設を使つて研究をしてゐる人は、それがあつたために満足して毎日研究を続けてゐる。こういう施設は日本には非常に大切であると思つてゐる。この法案には私は初めから賛成をしておるのであります。賛成をしておるのであります。これぐらいのことをやつて鉱工業業者が新しい境地を、どんだん切り開いていくといふような甘つちよい考えでもつて、この法案を提出されたといふことに對しては私は疑義がある。ですからこういう点に對しましては、非常に充実した将来の構想をもつと敷衍する一つの段階としてのこれは法案だといふぐらいに私は考へて賛成をしたい、こう思つてゐる。ります。

○後藤政府委員 ただいまこの法案は最初の一つの段階であるといふような意味のことをお話しになりましたが、それはその通りであると存じます。ただし先ほどお話しになりました科学技術の総合行政、これは私が申し述べたのは少し越権かもしれないけれども、感じを申し上げますと、一つの科学技術庁の範囲において、基礎的な分野を総合的にやるというやうな意味のお話がございましたけれども、御承知の通り研究は基礎的な分野から応用的な分野まで、ずっと各方面につながつてゐるわけでございます。従つて研究所というものは、一応応用方面からのつながりが強い方がいいか、あるいは基礎方面のつながりが強い方がいいかと

申しますと、これは両方から必要であるわけであり、それで現在工業技術院の各研究所は、工業技術院として籍が通産省に置いてあるということになっております。もちろん研究所でございまして、行政そのものと少し違いますが、その研究結果はほかの方面にも使われるという場合が当然出て参りますし、各省との協力ということも現実には各方面でやっているわけであり、しかしながらどの範囲が一番距離が近い、関係が密接かと申しますと、行政部門といたしましては、これは通産省の行政に最も密接なものがあられるわけであり、しかしながら半面において今度は専門の分野の違う方面との協力ということも年じゅうやっておりますし、また必要なことでござい、その方面においてこれは各省との協力ができやすいようにするということは、もちろん必要でござい、しかしそれは通産省から離れて、あるいはまた農林省関係の研究所、これも私が申し上げるのは行き過ぎかもしれないが、たとえそういふようなものを一カ所へ全部まとめて、一つの科学技術庁なりほかのそれに相当するものの支配下に置いて世話をするということになり、今度は現実の応用面との連絡が遠くなりまして反対の面が欠点が現われるという事になるわけでございます。それで日常非常に関係の深いところに置いておきまして、今度はほかの専門との相互連絡ということが、別の方法によって十分可能であると考えるのでござい、従ってそういうつもりで今後行政が行なわれるような組織になれば、現状とさほど形の違わない所屬でありまして

も、十分その御要望の満足されるようなやり方はできるものと考えております。それからこの法案が通産省から出たという事は、これは従来とも協同研究組合等において援助を与えておき、現在の法案による組合ではござい、いままじり、特定のものと少ない組合員に対して援助を与えておりまして、その経験がある程度は持っております。従って最初には鉱工業生産技術の範囲においてまずスタートして、漸次その結果を見まして、先ほどお話ししたように、もっと充実したもの、発展させようという考えなのでござい

○齋藤(憲)委員 私は関連質問です。もうやめますが、ちょっと誤解があったようですから訂正をいたしておきます。私の申し上げるのは、通産行政は現在の段階においては非常に広い分野を担当しているのだ。要するに通産行政が、国際市場において日本の経済力をほぼ代表して活動しておるものである。その国際市場における日本の経済力は、各セクションナリズムに限定された科学技術の代表ではない。これは総合的な力を代表しているべきものである。そういう視野に立って、工業技術院が取り扱っているマインダストリアルだけでなく、通産行政のいわゆる科学技術部門というものを担当するわけにはいかならないのだ。だからもっと広い総合的な科学技術のエキスというものを通産行政の現実の力にして、世界の市場に推し進めていかなければならぬのだ。ですから通産行政は、基礎研究というものの総合

的なものを、いわゆる農業の部面においても、工業の部面においても、またマインダストリアルにおいても、また場においていくべきものであつて、そういう基礎研究の力を通産省の中であつてつかまえておいて、それに苦勞すべきものではない。それは総合的に離れて、りっぱに責任の持てる体制を作り上げておいて、そこから生まれ出るところの力を、応用面において国力として、大いに活用すべきものだ。そういうことが理想的な通産行政のあり方なのだ。しかし現実はまだそこまで行っていない。そういうことを申し上げておいて、今工業技術院がやっていることが、いいとか悪いとかいうけちくさい理論を言っているのではない。ですからそういう誤りがある、正さなければならぬ。これだけは一訂正させてもらいます。

○西村(力)委員 にかくこれからの技術開発というものは、総合的な立場で行なわれたい、僕は成果は生み出し得ないだろうと思ふんです。それは段階がそこまでするから、国として科学技術開発の体系を、はっきりと確立することが必要である。今までの発生に沿革あるいは各省のセクションナリズム、そういういろいろな障害があるでしようけれども、そういうものをやはり思い切つて克服して、はつきり筋の通った体系を確立していかなければいかぬじゃないか。そういうことを考えたりしておりますが、その点についてお尋ねしたいのですが、大臣は現状肯定、現状においても何ら支障がない、こういうお話でござい、それは科学の

進歩にマイナスになるだろう、私はそう思うのです。もっと国としてしっかり考えていかなければ、えらい金をつぎ込んで意欲だけどうあつても、これは現実的に生み出されてこない。

ところで大臣は、ソビエトの科学とアメリカの科学はいろいろ長短があるだろうと思ふのですが、たとえばICBMとか人工衛星とか、そういう問題になるとソビエトの方が優勢を示しているところなどは、これは万人の認めるところである、アメリカは相当進歩した国である、ソビエトは相当おくれ、おつたのが急速に発展してきておる、こういうようなことを感じとして持つておいたわけですが、現実にはそういう工合に進歩している。社会体制の好ききらいはとにかくとして、科学技術が総合的にあれだけの成果を生み出して、これはやっぱり徹底的に客観的に調査をしてみよう必要があると思ふ。大臣は私が言った前提、長短はあるだろうが、相当の面においてソビエトがアメリカの科学を凌駕しておる、これはどこに起因するか、これについてはどうお考えですか。いわば私たちは戦時中に陸海空三軍が対立した。アメリカの大陸間弾道弾がうまく進まないのは、陸海空それぞれの分野で張り合つて研究をして、三者の間で覇を競つておる、そういうところからやはり総合性に欠ける、もちろんそれだけロスも多いたろうし、やはりそういうことが決定的ではないだろうかというやうなことも考えられます、大きく言えば根本的には社会体制の問題になるかも知れませんが、そんなことはまずおく

としまして、一体どういう觀察を持っていられしやるかお伺いいたします。

○椎名国務大臣 全般の科学技術の進歩がどの程度であるかということ、私は見方がいろいろあると思ひますが、ただ例の宇宙科学の点においては、確かにソビエトの方はアメリカを抜いている。これに追いつくためには数年を要するといふやうなことをいわれております。その原因につきましても、私は詳しくわかりませんが、やはり国家が相当力を入れるかどうかによって違ってくるだろうと思ひます。

今の日本のカメラでござい、これは戦時中にドイツからレンズが来なくなつて、それでどういふことじゃなく、その当時大阪の工業試験所の所長が熱心にガラスのかたまりを作つては割り作つては割りして、非常に苦心惨たんした結果、日本で国産レンズができた。それは政府としてもその必要性を認めて非常に声援をし、これに対して助成をしました。もちろん国の機関でありまして、そういう助成援助、それからその衝に当たる人が、全くほかの不安なしに専心それに打ち込むことができる、一人で足らなければ助手を何人もつてつとめて、国がそれに対して力をかけてやることによつて、科学技術というものは、相当に発達するもの、そのうち、われわれは経験を持つてゐる。そうかといふ飛行機を作れといふ、飛行機が競ひ合つて、そしておしまひには普通の飛行機を国営に移して、そして軍用を着せればそこで飛行機がりつぱになるとか、たくさ

んでできるとかいうような考え方で統制をしたことがございますが、結果はむしろ飛ばない飛行機がたぐさんでございまして、ただ国がやいやいかまじいことをいえば、科学が伸びるというものでないと思います。ソ連につきましては、この点は非常に上手にやっただけではないか、こう思います。

○西村(力)委員 宇宙開発が伸びていくということ、これは万人の認めておられるところですから否定はできないと思うのですが、それを基礎づける学問の分野といえます、これは相当広範なものだと思ふのです。だからあれ一つを見ても宇宙天文学的な方面、数学的な方面あるいは金属問題、燃料問題、あるいは電子工学というか、すべての方面においてそれが集積されて、あの成果が生まれておるのだということとを考えると、やはり科学全体としてソビエトの科学が優秀性を示しておるのだというところは否定できないのではないかと、またきょうの新聞を見ると、いよいよガランタミンも輸入することに決定した、そういうことでございますので、私たちはやはりああいう成果がどこから生まれたか。ソビエトは全体主義国家であるから全体で締めつけてやったのだ、だからああいう成果が生まれたなというところを、とかく言いがちであります、その点は大抵は軍服を着たからすぐ成果が出るなんというところはなくて、逆に飛ばない飛行機ができた、そういう方面では科学、学問は伸びない、これはお認めになったのでそれはよろしいですが、この点は謙虚に徹底的に調査する必要がある、こう私は思うのです。そうい

うことからはいいまでも、日本の科学技術開発の現在の体制というものは、あまりにばらばらであり場当たり主義である、そういうことを考えざるを得ないわけであります。この点について、これは総理にただすべきことであり、日本科学技術の飛躍的に発展させる立場から検討するべきである。もちろん今回のこの研究組合法一つのプラスにはなるだろうと思うのですが、しかしこればかりでどうこうということにはならない。一体この法案に何ば金をつけますか。

○堀坂説明員 今年度の予算といたしましては、五億九千万円でございます。工業技術研究補助金の中の一億五千万円を、大体協同研究に充当する予定でおります。

○西村(力)委員 二兆円近い予算から一億だけ出して幾ばくの成果を求めか、この一億五千万円は私はこの趣旨から言いましても、あまりに少額にすぎない、単なる名目にすぎないのではないかと、こういう工合に思えてならないのです。一体この一億五千万円というものの積算の基礎はどうなんですか。どういうところにどれだけ出して何ばにするのですか。

○堀坂説明員 ただいま御指摘の通りに、一億五千万円はまことに軽少でございますけれども、これは先ほども御指摘がございまして、また私どももそのように思っております、この研究組合、あるいは民間の協同研究によって新しい技術を生み、産業を作るというところは、多くあるべき科学技術振興策の中の一つでございまして、それにしてもなお十分であるとは決して

思っておりませんのでございますが、今後なおできるだけ私どももいたしましては増額するように努力をいたしたいと存じております。

なおこの積算につきましては、研究補助金それ自体が国として開発をしなればならないと思ひます。テーマを指定課題といたしまして、そして民間からの申請を待つてやるものでございまして、その全体が五億九千万円でございます。その申請を待つてやるものでございまして、その積算の基礎が十分にあるものでございせん。ただ従来から一億前後の補助金を出してございまして、これを今年は一億五千万円に増加するという意味で一億五千万円程度が、大蔵省で認められたものでございまして、この協同研究が他の五億九千万円の予算の一部でございまして、さらにこの予算で不足であるというような場合等におきましては、たとえば電子、エレクトロニクスの関係に対して一応予定しております二億六千万円の中で、それがエレクトロニクス関係の共同研究であれば、そこから出すこともできる、かような状態になっております。

○西村(力)委員 これは民間がそういう組織をもって申し出てくることであるから、こちらは受け身になるわけだから積算の基礎はないということになるでしょうが、しかし国の施策として予算を盛る場合には、つかみ金といふことは極度に避けなければならぬじゃないか。そういうつかみ金をやるというようなことは、私たちがとしてはあまり好ましいものとは思われない。

それでお聞きしたいのは、現在もそういう自主的な共同研究体があるのだ、それがこの法に基づく法人格をもって届出をしてくる場合には、審査の結果それらも該当し得られるのか。それからこういう法律が出ると、金額が少ないといふ押し押えでいく、セーブをする逆の役目を果たす危険性はないかということなんです。それはどういふことかといひますと、まあ今年自主的に国の力を借りぬで、自分たちでやろうと思つたが、この法律で、今年金がないといふことから来年に回そうじゃないか、こういうような工合に、むしろ研究を一時足踏みさせるといふ逆効果が生まれないかといふことなんです。そういうことになれば、これは一日延びるということ、莫大な国家的な損失であるという工合に私たちは考へる。たとえば原子力研究所でCPSという原子二号炉の発電炉、これは四年間もかかった。そのために研究が少なくとも二年半は遅れてしまつていく。研究期間が二年半遅れたといふことは、そのための支出がむだになつて金が生かされなかつた。二年半金が生かされなかつたこと、マイナスといふものは莫大なものです。だからそういう場合には、これはあり得ることだろうと思うのですが、この件について、大臣どうです、補正予算を組む場合に、必要によつてはこれを増額するといふようなこと、これはやはり考えて、そんな思いがけないマイナスがなないように考慮して参らなければならぬと思うのですが、その点についてお尋ねします。

○堀坂説明員 研究組合法ができ、あるいは研究補助金制度ができたのに、その予算が少なかったために行なわれべき共同研究を抑制しないか、そういうおそれはないかという御質問でございますが、この法律と同時に、租税特別措置法の改正が行なわれまして、その研究組合の行なうところの研究事業が、重要な研究であるというように認定をせられました場合におきましては、その組合に對しますところの組合員の賦課金及び組合の取得した資産等に対しましては、非常に優遇された措置が行なわれるように同時になつておるのでございまして、非常に理屈っぽいお答えになつて、はなはだ恐縮でございますが、この組合法ができることによって、従来は困難であつたところの協同研究を促進する効果が、その点だけでも大いにあるというふう存じております。

〔委員長退席、岡本(茂)委員長代理着席〕
なお補助金等につきましては、私どももいたしまして今後できるだけ増額をはかるように努力いたしたいと存じております。

また運用の面等につきましては、先ほど申し上げましたように補助金全体のワタの中において、できるだけ協同研究を優先して扱つていくというように措置いたしたいと存じております。

○西村(力)委員 現在ある自主的な協同研究体、それが切りかえた場合にはどうするか。
○堀坂説明員 現在ございまして協同研究体が、この法律によりまして協同研究組合になりました場合におきましては、第十四条の租税上の特例が認められます。さらにその組合が国家が要望をいたしておりますような研究を

だいま申し上げたように一億五千万程度を予定しておる。従来の採択率、希望があった場合には、それをどれくらいかなえてやっておるか、それは九〇％くらいになっておるようでございます。でありますから、民間の申請に

るいはその他の補助金を管理する、こういうようなことになったら、フランスとか試験管をこうやっているよりも、行政面がおもしろくなっちゃって、そっちの方に力が入ってしまうのではなないか。こういうようなことで、純粋性

とっており、ます特許は一年平均百五六十件程度でございまして、最近はまだんだんふえてきております。なお実用新案等は、このほかに二十件、新しい意匠につきましては十四件、この程度になつております。それからさらに諸外国に特許を出願しておるものが年に数

すか。

○堀坂説明員 その特許によりまして
できました商品が、工場から売り渡さ
れる場合の価格の三％。

○西村(力)委員 それでは工業技術院
でそういう研究を真摯にやって、そう
いう成果を生み出した人に対するはね

十でございまして、十万円以下の場合には百分の三十でございまして、この任務説明に対して、このような補償が十分でないではないかという点でございまして、この点は決して十分だとは思えないのでございましてけれども、またこの取り扱いにつきましては、やはり、

○西村(力)委員　大蔵省としては、そういう研究をもう少し進めていただきたいと思うのですが、通産大臣は、私が言っておる趣旨はおわかりだろうと思うけれども、いかがお考えになりますか。

○**権名国務大臣**　もうければそれだけ税金でとられるわけですので、その程度以上には考えにくいのではないかと
思います。

○西村(力)委員　もうければ税金でとるといふが、その原因は何であるか、自己の努力であるか、国の助力であるか、その原因が違ふのだから、もうけた金も味わいが少し違ふ、色合いが違ふ。そういう工合に言うよりほかなからうからこの程度で打ち切りますが、私たちはこの点に非常な疑義を持つ。

だから大蔵省としては、政府としてはもう少し検討して、国の補助金でもって、そういう一企業体あるいは数個の企業体に利益を与えるというときには、それが国民の金を使ったことによつて生まれた利益は、もう少し国民

か。補助金を出す場合に施設、設備というものは、土地とか家屋とかそういうものは除外して、その他のものにだけ補助金を与えるという考え方、こういう考え方はどういうことだろうか。一つの研究をよくめんどろを見て成功

させようとするならば、土地とか建物とかそういうものまでも含めて、やはり金銭的な障害がなく研究が十分に進むようにしていく、目的に向かって十分な態勢をとるということが必要じゃないかと思うのです。それをこういう一般の補助金の出し方は、土地とか建物とかいうものは除外する、こういうことになるわけです。これは別の問題ですが屎尿処理施設を各町村なんかで作ろうとしても、中の機械類に対しては三分の一補助があるが、土地の購入

とかあるいは建屋とか、そういうものを建てるには何らの国の助力がない。それで弱小町村においては屎尿処理の施設を作れない。そのために屎尿がはんらんして日本中屎尿だらけになるのではない。下手すると町のどぶ川を

C 互利助明員 補助金にもいろいろございいますが、補助金の総額に財源の關係から限度がある。そうしてこれは國が公の立場で助成あるいは奨励するという見地からしますと、ある程度多数の相手方に均霑するというふうな運用は必ずしも必要はない、むしろむしろ

まして、一定の限度の財源の範囲内で、これを効率的に使う、有効に使うということからしまして、対象経費を制限するということが行なわれておるわけでございます。その対象経費をしるしほり方も、はなはだ極端になっ

て補助の意味をなさないということになっては困るわけでありまして、全体に広く均霑させるといふ趣旨と、それから基本的な部分については補助の目的を達成するということのかね合いが大事かと思えますけれども、そういうことから対象経費をある程度制限することやむを得ないかと思えます。

○西村(力)委員 時間もだいぶ過ぎましたので最後に、こういう研究組織を持ったときに、そこに雇われる、その組合に加入しているところから派遣された技術者、そういう者は、その会社に仕事が終わったならば帰ってしまう

「ごさいませんが、これはこの法律による特別な保障の問題はございませんが、これが研究の成果がออกมาして、実際に実施されるというような場合等におきましては、その職員等につきましては、単に出向の職員のみならず、他の

者も比較的新しい事業において利用される、雇われる可能性が非常に強いと思われるのでございます。さらにこの組合が、このように従来の任意組合と違いまして、はっきりした権利、財産を持った組合として存立することになったのでございますから、解散のときにおきましても相当の財産等が残

ることも考えられまして、土地あるいは建物等の処分によって、他の一般の事業会社等がやっておりますような保障に準ずるような保障ができるのではないか、かように期待をいたしております。

ざるものではないか。国の金を億何千
萬も使つてそういうことをして、國は
とにかく一つの研究成果をえ出ればい
いのだ、外国に劣るところをやつて、
また技術提携なんかによつて支出され
る外資というものを節約するといふよ

うな、そういう目的さえ達成すればいいのだというような考え方では、これはうまくない。もう少しそこに、希望的な期待だけでなく、積極性を持った一つの対策というものを生み出されなければいかぬと思います。

○**椎名国務大臣**　とかく物に目がくれて、そこに働く人の問題を忘れがちです。

あります。これはおそらく全部出向の形で人がそこに集まるのだらうと思います。三年とか五年とかという期限を切ったそういう特別の研究機関でございいますから、そうにわかに雇ってそれまでに合うというものではございません。

ん。大体において出向の職員において行なわれるものと考えますが、あるいはそうでない場合があるかもしれせん。いずれにいたしましても適当に指導いたしまして、人が解散の場合に困るといふようなことのないようにしたいと思ひます。

○西村(力)委員 その点は働く者の立場に立つ私たちの基本的な立場から言ふばかりではなく、国の施策として事をやる場合には、そこまでの配慮といふものは当然になされなければいかぬ。そうでなければこれはいけないと私たちは考えておりますので、その点を強く申し上げて、大臣の指導といふか、これが実効のあるように一つやっでもらわなければならぬ。

以上で私の質問を終わります。

○田中(武)委員 ちょっと資料の要求をしておきます。

先ほどの西村委員の質問に関連してであります。補助金を交付した、それを研究が成功した場合は返す、そうすると、次についた予算と返された金とが一緒になつて、次の補助金のワクになると思ふのですが、そういうような補助金の金繰りといひますか、運営上の状況がわかる資料を出していただきたい。

○岡本(茂)委員長代理 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

航空機工業振興法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の審査のため、参考人として日本航空機製造株式会社専務取締役中島征帆君の出席を願ひ、意見を聴取することにいたしました。

と思ひます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡本(茂)委員長代理 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、日時、出頭の手続等に関しましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡本(茂)委員長代理 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日はこの程度にとどめ、次会は来たる三十一日金曜日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時三十九分散会